

★平成24年度の
国民健康保険と
今後の取り組み
について★

本町の国民健康保険財政は赤字決算となり、非常に厳しい状況です。赤字解消と財政の健全化を図るため次のとおり取り組んでいます。

○医療費の適正化

適切な資格の取得・喪失を行うとともに、医療費の誤った請求や不正な請求を防ぐため、内容審査を徹底し、適正な医療費の支出に努めます。

○滞納者に対する収納強化

滞納額が、少額のうちに被保険者と納付相談を行い、現金給付の医療費については滞納税に充てていただけるよう納付交渉を積極的に進めます。

○税率の見直し

医療給付費の動向を把握し、適切な税率の設定に努めます。



★保健事業に
関する取り組み★

◆「特定健康診査」 40歳から74歳までの国保の被保険者が対象

従前の「基本健康診査」に変わるものとして、平成20年度から、生活習慣病(脳卒中、心臓病、糖尿病等)に着目し、各保険者が実施しています。

本町の受診率は下記のとおりで、目標受診率に届いていません。受診率などの数値目標の達成状況により、国民健康保険が高齢者への支援ために支払う「後期高齢者支援金」が、平成25年度以降に10%の範囲で加減算されます。

○「若年者健康診査」

20歳から39歳までの国保の被保険者が対象

○「人間ドック」

広陵町国保の被保険者が対象

○「脳ドック」

広陵町の住民が対象

これらの保健事業により、疾病を早期発見し、重篤化を阻止することで、将来における保険給付費の抑制を目指します。

◆問い合わせ先

保険年金課 国保係

☎11442・11445・11446

★受診率★

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標値	20.00	30.00	40.00	55.00	65.00
受診率	31.28	26.61	27.56	27.08	-

★こんなときは、
ご相談ください★

被保険者の皆さんが納めていただく保険税は、国庫支出金、県支出金、町の支出金とともに療養給付費の大切な財源です。納期内納付にご協力をお願いします。

また、保険税を納期内に納めることができない事情があるときは、できるだけ早く収納課、または保険年金課までご相談ください。

入院の際には、「限度額適用認定証」などにより、病院の窓口で支払う医療費負担が少なくて済む場合があります。医療費が高額になりそうなきには保険年金課までご相談ください。

社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、税の申告をするとき、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、支払ったことを証明する書類(領収書など)の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告を行うときまで大切に保管してください。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

◆送付時期

平成24年1月1日から9月30日の間に保険料を納付された方	11月上旬
平成24年11月上旬の送付対象とならなかった方で、10月1日から12月31日までの間に初めて納付された方	平成25年2月上旬

◆問い合わせ先

○大和高田年金事務所
国民年金課

☎(22) 3531

○役場 保険年金課 年金係

☎(55) 1001

内線1143

